

<b>事業名</b>	<p>～いざという時に備えて安心！～  <b>携帯トイレを全世帯にお住いの人数分、無償で配付します</b></p>
------------	---

<b>ここがポイント</b>	<p>◆区民の9割が暮らす共同住宅では震災時にトイレが使えなくなることがあり、周知啓発が必要です。          ◆在宅避難時などに利用できる携帯トイレを、全世帯に世帯人数分を無償で配付します。</p>	<b>予算額</b>	8億6,756万5千円
	<b>区分</b>	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 臨時( <input checked="" type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> レベルアップ	

大地震発生時に共同住宅では、配管・排水管が破損したり詰まることがあり、破損等の確認や修理が完了するまでトイレが使えなくなることがあります。

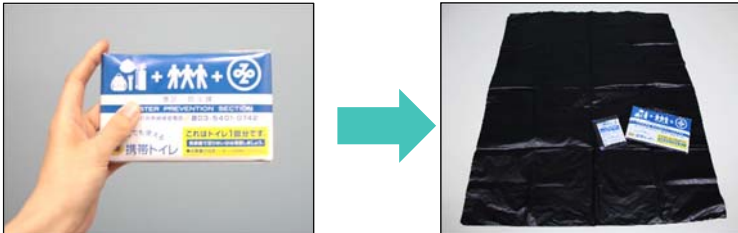
区では区民の9割の方が共同住宅に居住していることから、在宅避難時などに備え、水が使えない時でも使用できる**携帯トイレを全世帯にお住いの世帯人数分、無償で配付**し、災害時への備えを強化するとともに、区民の防災意識の向上にもつなげます。

**概要**

- 対象 区内に住民登録のある方
- 配付物と配付数 携帯トイレ 各世帯人数分(1人 20 個)

\*コンパクトなサイズで保管しやすく、外出時の持ち運びにも便利です。  
 \*広げるだけ、誰でも簡単に使用できます。  
 \*便座にセットして使用することもできます。  
 \*凝固剤で汚物を素早く凝固し、消臭効果もあり、衛生面も安心です。

<携帯トイレ イメージ>



ビニール袋と凝固剤がコンパクトに梱包されています。

- 配付時期
 

令和5年9月から順次配付	令和5年4月1日時点で港区に住民登録のある世帯
令和6年1月から順次配付	令和5年4月2日から同年12月31日までに港区に転入した世帯、人
	令和5年4月2日から同年12月31日の期間に生まれた人

<b>問合せ</b>	<b>課長</b>	防災課 鳥居	
	<b>☎</b>	03-3578-2540(直通)	
	<b>係長</b>	防災課 地域防災支援係 井上	
	<b>☎</b>	03-3578-2516(直通)	